

# 子育て支援通信～Bridge～

No.7 平成24年9月発行

## ☆☆ 育児休業給付金 ☆☆

働くママの味方!

### ☆そもそも、育児休業給付金とは？

- ・雇用保険に入っている従業員が、育児休業を取った場合にもらえる給付金です。
- ・給与総額の約50%が給付金として受け取れます。(支給は2か月に1回です)
- ・男性でも育児休業を取れば、給付金が出ます。(1日単位でもOK)
- ・育児休業中は、事業主も従業員も社会保険料が免除になります。

### ☆誰がもらえるの？

- ・雇用保険に入っていて、1歳未満の子供を育てる従業員(男女)がもらえます。
- ・保育園に入所できないなど一定の理由がある場合は1歳6か月まで延長してもらうことができます。
- ・育児休業に入る前の2年間のうち11日以上働いた月が12か月以上あることが条件です。

### ☆どのくらいもらえるの？

- ・給与総額の約50%をもらえます。2か月に1回、2か月分まとめた支給になります。

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 50\% \\ (\text{賃金月額})$$



例) 給与総額が18万円で、10か月育児休業を取った場合

- ・1回あたりの支給額(2か月に1回支給) … 18万円 × 50% × 2か月 = 18万円
- ・総支給額(10か月分の金額) … 18万円 × 50% × 10か月 = 90万円

- ・育児休業中に事業主から賃金が支払われた場合は、支給額の調整があります。

### ☆手続き

- ・従業員が育児休業を開始した時は、事業主が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」をハローワークに提出します。
- ・期限が過ぎると、給付金がもらえなくなりますので、提出忘れには十分注意しましょう。
- ・育児休業給付金に関する手続きも、ぜひ上東事務所にお任せ下さい!!

### ☆最後に

平成23年度の育児休業取得率は、女性は87.8%、男性は2.63%。男性の取得も以前に比べるとほんの少し増えましたが、まだまだ低い水準です。

女性従業員には育児休業を取ってもらって会社への定着率を高め、出産後も会社に貢献してもらいましょう。

男性は、奥さんの手助けをしてあげれば家庭円満! 仕事の能率もあがるかも?? (記事担当: 児玉)

### 《家庭菜園》

十数年前から、空家となった実家の維持管理と、ついでにと言うわけではないが屋敷の小さな畑で家庭菜園に励んでいる。春夏秋冬の季節の野菜を、きちっと決めて作付けしているわけではなく。春は、ジャガイモだけ。夏は、トマト、ナス、きゅうり。秋にはダイコンと白菜と、その年のその時と気分しだいの野菜作りである。土を耕し、畝を作り肥料を施し、隣のホームセンターで購入した種や苗を植え付ける。草取り、追肥、害虫駆除と、けっこう筋肉にくるが手を抜くとそれなりの収穫しかない。

野菜を育てる一連の行為が気分転換にもなる。また、実家が遠距離にあるため、帰るのが用事等で不規則になったりすると、夏などはきゅうりやナスは育ち過ぎて食べる時期を逃してしまうこともあるが、それらは大きくなるままに放置して、次の年の<種>にしようとな得する。

それにしても、自分で育てた野菜は色や形が悪くてもスーパーで買ったそれよりは、少しだけ美味しく感じるから不思議である。



子育て支援エキスパート

福松 当所のホームページから、これまでの「子育て支援通信」や、「産休・育休・復職までの流れ」がダウンロードできます。  
「上東事務所」または、<http://uehigashijimdo.com/> で検索下さい。

㈱上東労務管理事務所 子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市永吉一丁目6番12号 TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680